

# 登園届

\_\_\_\_\_ クラス 氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に医療機関を受診し、下記の診断を受けました。  
このため、\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から欠席させていましたが、\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に医師  
より登園の許可が出ましたので、\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から登園させます。

受診した医療機関名 : \_\_\_\_\_  
医 師 名 : \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 : \_\_\_\_\_  
診 断 名 : \_\_\_\_\_

※○印をご記入下さい

	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑（リンゴ病）
	ヘルパンギーナ
	RS ウィルス感染症
	帯状疱疹
	突発性発疹
	感染性胃腸炎

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

- ※ 自宅で休養する期間については、必ず医師の指示した期間に従ってください。
- ※ 病気の状況によっては、保育園から直接医療機関へ連絡する場合があります。
- ※ 病気の状況によっては、医師の証明書を提出していただく場合があります。
- ※ インフルエンザ・コロナウイルスに関しては別紙の「登園届」が必要となります。
- ※ 麻しん（はしか）・風しん・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・結核・咽頭結膜熱（プール熱）・流行性角結膜炎・百日咳・腸管出血性大腸菌感染症（O-157、O-26、O-111等）・急性出血性結膜炎・髄膜炎菌性髄膜炎については、医師の証明書「登園許可意見書」が必要となります。